

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準

1. 目的

本運用基準は、設計図書に基づき算出した最低限必要とされる価格に基づき最低制限価格を設定することで、発注者としてダンピングを防止し、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持等工事品質の確保に努めることを目的とする。

2. 対象

本運用基準は、志摩市が発注する競争入札に付す予定価格が130万円を越える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事を基本とする。）を対象とする。

3. 算出方法

下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（入札書比較価格）＝P』を最低制限価格（入札書比較価格）とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る時は7/10とする。最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る場合は、7/10以上となるように万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格（入札書比較価格）算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定することができる。また、以下に示す工種ごとの算定根拠により難しい場合は、個々の設計金額を考慮しつつ予定価格（入札書比較価格）の7/10以上の範囲で最低制限価格（入札書比較価格）を適宜設定するものとする。

※本運用基準で示す『（入札書比較価格）』とは、工事に伴い最低限必要な費用、最低制限価格及び予定価格それぞれから消費税及び地方消費税相当額を除いたものである。

$$\text{工事に伴い最低限必要な費用（入札書比較価格）} = P$$

【工事区分】

① 一般土木工事

$$P = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$$

② 建築工事等

【一般】 $P = \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$

【解体工事】 $P = \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$$

④ 機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）

$$P = (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$$

⑤ 電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）

$$P = \text{機器単体費} \times 0.92 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$$

※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

⑥ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \text{機器費} \times 0.92 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

⑦ 一般土木工事等（水道事業）

「①一般土木工事」を適用する。

⑧ 水管橋製作及び架設工事

「③鋼橋製作・架設工」を適用する。

⑨ 機械設備・電気設備・通信設備工事（水道事業）

「⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事」を適用する。

（注意）※共通仮設費は、共通仮設费率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

※算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※工事に伴い最低制限必要な費用（入札書比較価格）＝Pの算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

$$\text{「P算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

4. その他

この運用基準は平成19年12月1日以降入札分から適用する。

この運用基準は平成20年4月1日以降入札分から適用する。

この運用基準は平成21年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成22年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成24年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成25年7月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成28年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成29年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成29年8月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成30年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は令和3年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は令和4年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は令和5年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。